

## 介護予防センター屋根塗装等修繕（2施設） 仕様書

1 修繕場所 盛岡市下田字牡丹野 59 番地 14 舟田地区介護予防センター  
盛岡市好摩字上山 1 番地 46 芋田向地区介護予防センター

2 修繕期間 契約締結の翌日から令和 7 年 11 月 30 日まで

### 3 修繕内容

#### (1) 舟田地区介護予防センター

- ア 屋根塗装修繕（屋根、破風）  
高圧洗浄、下地調整、錆止塗装、仕上塗装（2回塗）
- イ 雨樋修繕  
高圧洗浄、下地調整、錆止塗装、仕上塗装（2回塗）

#### (2) 芋田向井地区介護予防センター

- ア 屋根塗装修繕（屋根、破風）  
高圧洗浄、下地調整、錆止塗装、仕上塗装（2回塗）
- イ 雨樋修繕  
高圧洗浄、下地調整、錆止塗装、仕上塗装（2回塗）
- ウ 外壁塗装修繕  
高圧洗浄、下地調整、仕上塗装（2回塗）
- エ オイルタンク交換  
参考型番（現在設置中） ホクエイ HT-G型ジャンボ  
内容物が残っている場合は移し替えること。
- オ 表示板交換（危険物標識）

### 4 仕様

#### (1) 共通仕様

設計書や特記仕様書に記載されていない事項は、「盛岡市建築工事等基準仕様書」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）」並びに「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）」による。

### 5 監理

- (1) 施工箇所が既に供用されている施設である為、施設利用者及び施設関係者並びに付近住民への安全対策、配慮に必要な措置を講ずること。施工に当たっては、事前に市担当者と綿密な打ち合わせを行い、本施設の業務に支障なきよう万全を期すること。また、施工完了後は、その箇所について完成確認を受けること。
- (2) 本修繕に使用する材料等のうち、特定の物が特記された場合は、設計図書又は見積依頼書等

に規定するもの又はこれらと同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、市担当者の承諾を受けるものとする。

- (3) 本修繕にかかる軽微な修理については、受注者の負担で行うものとする。
- (4) 調査等にて重大な不良箇所が判明した場合については、速やかに発注者へ報告し指示を受けるものとする。
- (5) 施工に必要な水、電力等の使用は施設管理者と協議すること。
- (6) 発生材の処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき適法に処分すること。
- (7) 事故が発生した場合は、「盛岡市建設工事等における事故報告要領」に基づき報告すること（要領書等は盛岡市ホームページを参照）。

## 6 主な提出書類

- (1) 実施工程表
- (2) 施工計画書
- (3) 業務完了報告書
- (4) 施工写真（施工前・施工中・施工後）
- (5) その他必要なもの

## 7 その他

- (1) 見積前に当たっては、発注者に事前に連絡することにより、必要に応じて現地確認できるととする。
- (2) 仕様書等に疑義が生じたとき、又は明示されていない事項については、両者協議の上、決定するものとする。